

認定特定非営利活動法人 ふくしまNPOネットワークセンター ふくしま元気市民活動助成金 2023年度募集要項

助成の趣旨

この助成事業は、地域を元気にするために、元気に活動する住民主体の活動団体の自発的活動を応援することを目的として、NPO法に掲げる活動分野の事業を行う団体へ、認定特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンターが助成するものです。

対象となる活動と実施期間

- 1.住民が地域社会の抱える課題解決に向けて自発的に取り組んでいる活動・事業のうち、その利益の範囲が不特定多数におよぶもの。
※対象となる場合の例：町内会であっても、町内の枠を越えて広く市民の公益のために行う活動。
※対象とならない場合の例：町内会が行う活動で、自らの町内のために行う活動。
※他の補助金の交付を受けた事業と同一の事業は対象となりません。
- 2.活動分野：NPO法に掲げる活動分野
- 3.助成事業の実施期間：2023年12月1日～2024年7月31日

助成額と助成事業数

- 1.助成金額 1事業あたり上限10万円
- 2.助成事業数 3事業予定

対象となる経費

- 1.支出の期間
助成の対象となる経費は、2023年12月1日から2024年7月31日までの期間に支出される経費とします。
- 2.経費の種類
新たに取り組む事業の経費で、人件費、会議費、旅費交通費、機材・備品の購入費、活動拠点の整備費、印刷製本費、通信運搬費、諸謝金など、活動や事業に直接必要な経費を対象とします。スタッフなどの飲食のための経費は対象とはなりません。

応募できる団体

次のすべてに該当する団体とします。

- (1)住民が主体となって継続的、自発的に地域社会に役立つ活動を行う団体（法人格の有無は問いません）。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする活動、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とする活動は除きます。
- (2)主たる活動の区域が福島県にあること。
- (3)団体の事務を行う場所を福島県に有すること。
- (4)定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行う

ていること。

- (5) 団体の代表者及び構成員が、以下に記載する「反社会的勢力等」に該当しないこと。

<反社会的勢力等の具体例>

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者

応募期間・応募方法

1. 応募期間

2023年9月1日（金）～ 10月6日（金）

2. 応募書類

- (1) ふくしまNPOネットワークセンター事務局および福島市市民活動サポートセンター（福島市大町4-15 チェンバおおまち3階）に備えています。
- (2) ふくしまNPOネットワークセンター ホームページ（<https://f-npo.jp>）からダウンロードできます。
- (3) ふくしまNPOネットワークセンターに請求くだされば、郵送でお送りします。

3. 応募方法

- (1) 郵送またはEメールで書類ファイルを添付して送信してください。郵送の場合は10月6日必着。Eメールは10月6日まで着信したものを受理いたします。それらを過ぎたものは受理いたしませんのでご注意ください。
- (2) 応募書類
 - ① 助成金申請書
 - ② 定款または規約及び役員名簿、直前年度の決算書（A4版とします。書式は自由です。）
 - ③ その他（パンフレット・会報などの団体資料があれば添付してください）
- (3) 応募できる事業数は1団体あたり1事業です。団体名が違う場合でも、代表者や構成員の多くが重複している場合、同一団体と見なす場合があります。
- (4) 提出していただいた書類や資料等はお返ししませんので、必ず控えをお取り下さい。

4. 応募書類送り先

〒960-8041 福島市大町4-15 チェンバおおまち4階
認定特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター
電話：024-572-7930 FAX：024-572-7931
Eメール：center@f-npo.jp

選考について

下記の選考基準を踏まえ、選考委員によって総合的に勘案して選考します。

1. 選考前調整

助成金の趣旨に沿った選考を行うために、申請書等の記載事項に不明点や不備がある場合、記載内容を修正していただくことがあります。

2. 選考委員（予定）

原田 淳子 南相馬市市民活動サポートセンター 事務局長
樋口 葉子 NPO法人しらかわ市民活動支援会 副理事長
高橋 義成 福島市地域共創課 課長
菅野 太喜 福島青年会議所 理事長

牧田 実 ふくしまNPOネットワークセンター 理事長
(順不同)

3.選考基準

- (1)実行可能性：実際に実行可能なプランか
- (2)社会性：事業実施による住民への社会的効果はどの程度か
- (3)先進性：福島県にとって先進的な事業か
- (4)継続性・波及効果：助成事業後の事業継続が見込まれるか
住民や他の団体への二次的な効果があるか
- (5)経費の妥当性：経費の内容（使途・金額）は妥当なものとなっているか

選考結果と助成金の交付

1.選考結果の通知

選考結果は、11月上旬郵送でお知らせします。助成事業に選ばれた団体には、助成金支払い手続きのための書類を同封します。

2.助成金の支払い

所定の手続きによる請求があった場合には、助成予定額の全額を支払います。助成対象事業終了後の実施報告を受けて精算いたします。

3.交付の方法

金融機関口座振り込みにより交付しますので、振り込み時までに団体名義の通帳を用意してください。

助成事業の表示

助成対象事業実施の際にチラシ、ポスター等を作製する場合、および物品を購入する場合は、「この事業は、認定特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンターふくしま元気市民活動助成金を受けています」と、この助成金の対象事業であることを表示してください。

報告等について

1.対象となる活動が終了してから30日以内、もしくは2024年8月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。

- ①事業実績成果報告書
- ②収支決算書
- ③対象経費の支出が分かる帳簿等（領収書）の写し
- ④事業に関連する資料等

2.事業報告会での発表

ふくしまNPOネットワークセンターが主催する報告会等において、事業成果の報告をしていただきます。

3.助成事業の未実施や事業内容の大幅な変更などがある場合は、助成金の一部または全額を返還してもらう場合があります。また、実績報告書が提出されない場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。